

平成 25 年 11 月 26 日  
商 工 中 金

## 商工中金とTKC全国会が連携し「TKC全国会提携融資（経営力強化）」を創設！

～認定支援機関として互いのノウハウを共有・連携し、中小企業の皆さまの事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業の経営力強化をサポートしてまいります～

商工中金は、税理士・公認会計士で組織するTKC全国会（事務局：東京都新宿区、会長：栗飯原 一雄氏）と連携して、経営力強化保証を活用した「TKC全国会提携融資（経営力強化）」を創設し、11月26日より取扱いを開始いたしました。

本提携融資は、平成24年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関の認定を受けた（以下、認定支援機関という）TKC全国会の会員税理士と商工中金がお互いの役割を發揮し、更に「中小企業の会計に関する基本要領」の理解と活用を進めるために連携して、中小企業の皆さまの経営改善と金融円滑化を図ることを目的に創設いたしました。

TKC全国会の会員のうち6,300超の税理士が認定支援機関となっており、国の施策に沿った経営支援、業況不芳先に対する経営改善指導など組織をあげて関与先企業に対して「財務経営力」「資金調達力」の強化を支援しております。

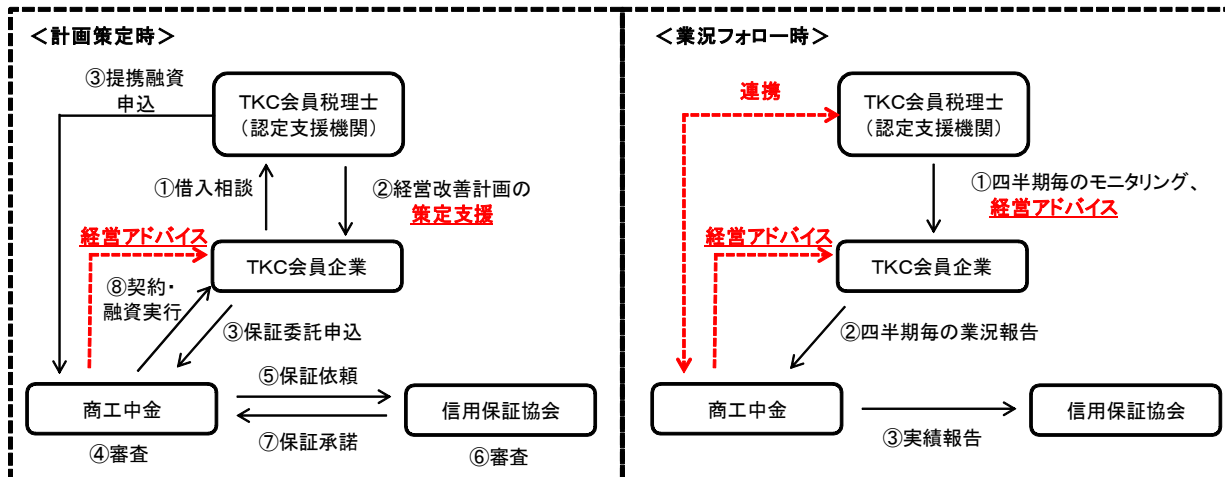
商工中金は、これまでも経営改善計画の策定支援を行う等、中小企業の皆さまの経営支援を行ってまいりましたが、経営革新等支援機関の認定を受け、中小企業の皆さまの事業計画の策定等を支援業務として位置付けて、積極的に取り組んでおります。また、計画の実現のために信用保証協会の「経営力強化保証制度」を活用し、中小企業の皆さまの課題解決の鍵を握る事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行うことで中小企業の皆さまの経営力強化を図ってまいりました。

今般、双方のノウハウを共有・連携し、「経営力強化保証制度」で求められる認定支援機関による事業計画策定支援、計画の実行支援および進捗の報告支援など専門性の高い業務をTKC会員税理士が支援することで、中小企業の皆さまの経営力強化に資する取り組みを行うものです。

商工中金とTKC全国会は、より一層積極的に、経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行い、中小企業の皆さまの更なる成長や経営の安定につなげていくとともに、国の施策等に呼応して、日本経済の成長・再生に貢献してまいりたいと考えております。

### 【TKC全国会提携融資（経営力強化）の概要】

#### <スキーム図>



#### <貸出条件>

項目	内容
融資対象	経営革新等支援機関として認定された TKC 全国会の会員税理士の推薦を受けた会員企業で、以下の要件を全て満たす中小企業者 ①「 <u>記帳適時性証明書</u> 」の直近2期の「◎」について、合計20個以上あり、かつ次年度以降、年度毎の「月次決算を翌月」及び「年次決算を翌々月」まで行うことが確約できること ②経営改善計画書の提出 ③金融業、貸金業及びこれに準ずる業種、及び公序良俗に反する業種でないこと
融資金額	10百万円以上50百万円以内（運転資金は月商の範囲内）
資金使途	長期設備・運転資金
融資期間	設備資金：7年以内 運転資金：5年以内 但し、既往の保証付貸出を借換する場合は10年以内
融資利率	当金庫所定の利率 ※利率は、ご融資時点において変動する場合がありますので、ご注意ください。 なお、 <u>以下に該当する場合は適用利率から各々0.1%（最大0.4%）優遇されます。</u> ①税理士法第33条の2による書面添付の実施 ②TKC 継続 MAS システムで作成された経営改善計画書の提出 ③FXシリーズを導入した戦略的な経営手法の活用 ④「中小企業の会計に関する基本要領」のチェックリストの提出
返済方法	元金均等返済（据置1年以内）
信用保証協会	必要 ※別途、信用保証協会保証料が必要です。
担保	原則、無担保 （必要に応じて担保の設定をお願いさせていただく場合もございます）
保証人	代表者1名以上 （代表権のある方全員、代表者以外の連帯保証は不要です）